

令和 7 年 6 月議会 議案説明資料

目 次

議案第 119 号 福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 … 1 頁

総務企画局

福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

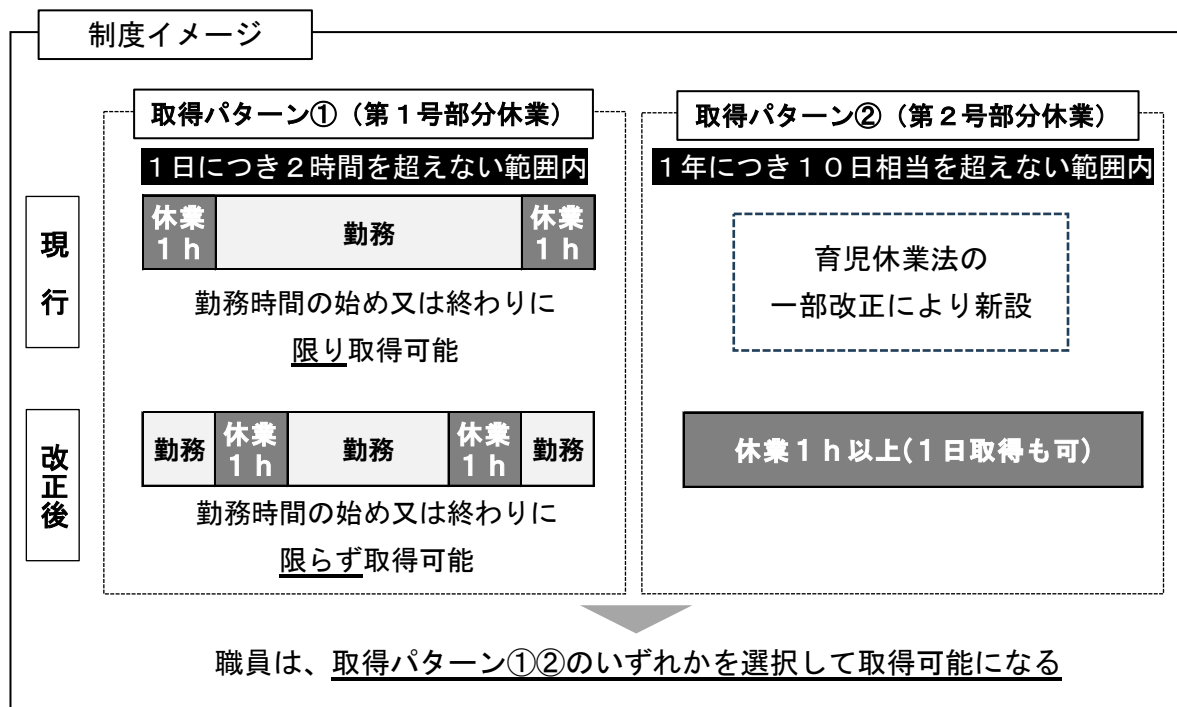
第 1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部改正に伴い、本市職員の部分休業の取扱いに関し所要の改正を行う等の必要がある。

第 2 改正の内容

1 部分休業の取得パターンの多様化

部分休業について、国と同様に、勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いを廃止するとともに、育児休業法の改正により新設される取得パターンの請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とするなどの改正を行うもの。



2 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

国と同様に、妊娠又は出産等についての申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対する両立支援制度等に関する情報提供、制度の利用に係る意向確認等の措置を行うことを規定するもの。

第 3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表
【下線部分が改正部分】

○ 福岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年福岡市条例第4号)

現 行	改 正 案
第1条～第11条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く。)とする。 (部分休業の時間) 第13条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務条件条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間。以下「正規の勤務時間」という。)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第6条の規定による育児時間若しくはこれに相当するもの(以下「育児時間」という。))又は勤務条件条例第11条の3第1項の規定による介護時間若しくはこれに相当する休暇(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	第1条～第11条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第12条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)とする。 (第1号部分休業の承認) 第13条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、1日を通じて2時間(勤務条件条例第6条の規定による育児時間若しくはこれに相当するもの(以下「育児時間」という。))又は勤務条件条例第11条の3第1項の規定による介護時間若しくはこれに相当する休暇(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 2 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第13条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあって

現 行	改 正 案
(部分休業の承認の取消事由) 第14条 第11条の規定は、部分休業について準用する。 第15条 (略)	は、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間) 第13条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第13条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第13条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業の承認の取消事由) 第14条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。 第15条 (略) (妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第16条 任命権者は、前条第1項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」と

現 行					改 正 案																																		
					いう。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 前条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、任命権者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。																																		
第16条 （略） 別表 <table><tr><th colspan="2">職員の区分</th><th colspan="3">育児短時間勤務の勤務形態</th></tr><tr><td>1 週間の正規の勤務時間</td><td>勤務を要しない日</td><td>勤務を要しない日</td><td>1 週間の当りの勤務時間</td><td>1 日の勤務時間</td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table>					職員の区分		育児短時間勤務の勤務形態			1 週間の正規の勤務時間	勤務を要しない日	勤務を要しない日	1 週間の当りの勤務時間	1 日の勤務時間	略					第17条 （略） 別表 <table><tr><th colspan="2">職員の区分</th><th colspan="3">育児短時間勤務の勤務形態</th></tr><tr><td>1 週間の正規の勤務時間</td><td>勤務を要しない日</td><td>勤務を要しない日</td><td>1 週間の当りの勤務時間</td><td>1 日の勤務時間</td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table> 備考 正規の勤務時間とは、勤務時間条例第 4 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。					職員の区分		育児短時間勤務の勤務形態			1 週間の正規の勤務時間	勤務を要しない日	勤務を要しない日	1 週間の当りの勤務時間	1 日の勤務時間	略				
職員の区分		育児短時間勤務の勤務形態																																					
1 週間の正規の勤務時間	勤務を要しない日	勤務を要しない日	1 週間の当りの勤務時間	1 日の勤務時間																																			
略																																							
職員の区分		育児短時間勤務の勤務形態																																					
1 週間の正規の勤務時間	勤務を要しない日	勤務を要しない日	1 週間の当りの勤務時間	1 日の勤務時間																																			
略																																							